

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月25日
【会社名】	住友金属鉱山株式会社
【英訳名】	Sumitomo Metal Mining Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 家守 伸正
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋5丁目11番3号
【電話番号】	03(3436)7935
【事務連絡者氏名】	経理部資金担当課長 佐伯 信治
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋5丁目11番3号
【電話番号】	03(3436)7935
【事務連絡者氏名】	経理部資金担当課長 佐伯 信治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等) (第2回新株予約権)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 100,000,000,000円 (注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号) 住友金属鉱山株式会社大阪支社 (大阪市中央区北浜4丁目5番33号(住友ビル内))

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	20,000個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成25年3月15日(金)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	住友金属鉱山株式会社 経理部 東京都港区新橋五丁目11番3号
払込期日	該当事項なし
割当日	平成25年3月15日(金)
払込取扱場所	該当事項なし

- (注) 1 住友金属鉱山株式会社第2回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)については、平成25年2月25日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
- 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。
- 3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
- 4 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。以下、同じ。）の修正にともなって変動する仕組みとなっているため、株価が下落した場合には、交付される株式数が増加することがある。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合においても、本新株予約権の行使に際して出資される財産となる概要欄外（注）1記載の株式会社三井住友銀行（信託口）及び当社との平成25年3月8日付金銭消費貸借契約証書（以下「本ローン契約」という。）に基づく借入金（以下、本ローン契約に基づく借りに係る金銭債権を「本ローン」といい、本新株予約権及び本ローンを併せて「本新株予約権付ローン」という。）の額は影響を受けない。 2 本新株予約権の行使価額の修正の基準及び修正の頻度 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）による本新株予約権の行使の都度、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に記載のとおり修正される。 3 本新株予約権の行使価額の下限等 本新株予約権の下限行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(1)号に定義する。以下、同じ。）は、1,436円である。なお、本新株予約権には下限行使価額が定められているため、当社が交付する当社普通株式数は69,637,880株（発行済株式総数比12.0%）を上回ることはない。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、本ローン契約に基づく貸金元本債権（以下「本ローン元本債権」という。）であり、本新株予約権の行使に際して出資されるべき本ローン元本債権の価額（本新株予約権1個につき、金5,000,000円）は変化することはない。ただし、本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性がある。 4 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項は設けられていない。 5 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、本ローン元本債権の全部又は一部である。 6 当社は、希望する返済期日の10営業日前の日までに貸付人に対する書面による通知を行うことにより、本新株予約権と実質的に不可分一体である本ローン元本債権の全部又は一部につき期限前弁済を行うことが可能である。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式（完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。） 単元株式数は、1,000株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）数は、金5,000,000円（以下「出資金額」という。）をその時有効な行使価額で除して得られる最大整数とする（ただし、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。本新株予約権者が本新株予約権複数個の行使を同時に行った場合には、当社が当社普通株式を交付する数は、当該本新株予約権者による行使に係る本新株予約権の数に出資金額を乗じて得られる金額を上記の行使価額で除して得られる最大整数とする（ただし、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。</p>

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、本ローン元本債権とし、その価額は、本新株予約権 1 個につき、金5,000,000円とする。本新株予約権の行使に際して出資された本ローン元本債権は、当該出資と同時に、弁済期が到来したものとみなされ、かつ混同により消滅する。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合において、本新株予約権の行使に際して出資される本ローン元本債権の当社普通株式 1 株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初金1,867円とする。ただし、行使価額は本欄第 2 項及び第 3 項に定めるところに従い修正される。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>(1) 本新株予約権の割当日の翌日以降、行使価額は、欄外(注)7(2)に定める本新株予約権の各行使の効力発生日(以下「修正日」という。)に係る時価算定期間(次号に定める。)の各取引日の株式会社東京証券取引所が公表する当社普通株式の売買高加重平均価格(午後立会(半休日においては、午前立会)終了時における終日の売買高加重平均価格をいう。以下「基準価格」という。)の平均値に第(3)号に定める料率を乗じた値に相当する金額(1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。)に修正される。なお、時価算定期間内に、第(4)号に定める基準価額調整事由が生じた場合には、上記の計算における時価算定期間の各取引日の基準価格は、本欄第 3 項に準じて当社が適当と判断する値に調整される。</p> <p>前 の行使価額の算出の結果、行使価額が金1,436円(以下「下限行使価額」という。ただし、本欄第 3 項による調整を受ける。)を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>(2) 前号に規定する「時価算定期間」とは、次の 及び に掲げる場合の区分に応じ、当該 及び に定める期間とする。</p> <p>行使要請通知書(本新株予約権割当契約(欄外(注)1に定義される。以下、同じ。)第10条第 1 項で規定される行使要請通知書をいう。以下、同じ。)が、本新株予約権割当契約に従い同契約で定めるすべての割当会社(欄外(注)1に定義される。以下、同じ。)に到達した場合又は到達したとみなされた場合であつて、修正日が当該行使要請通知書に対応する行使義務期間(本新株予約権割当契約第10条第 1 項で規定される行使義務期間をいう。以下、同じ。)開始日以降である場合</p> <p>修正日の前日まで(当日を含む。)の3連続取引日。ただし、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の売買高加重平均価格のない日は除き、修正日の前日が取引日でない場合には、当該前日の直前の売買高加重平均価格のある取引日まで(当日を含む。)の3連続取引日とする。</p> <p>以外の場合</p> <p>修正日の前日まで(当日を含む。)の20連続取引日。ただし、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の売買高加重平均価格のない日は除き、修正日の前日が取引日でない場合には、当該前日の直前の売買高加重平均価格のある取引日まで(当日を含む。)の20連続取引日とする。</p> <p>(3) 第(1)号に規定する「料率」とは、次の から までに掲げる場合の区分に応じ、当該 から までに定める率とする。</p> <p>修正日が本新株予約権の割当日の翌日以降平成26年 9 月14日まで(当日を含む。)である場合</p> <p>100%</p> <p>修正日が平成26年 9 月15日以降である場合(次の に該当する場合を除く。)</p> <p>98%</p>
----------------	---

行使要請通知書が本新株予約権割当契約に従いすべての割当会社に到達した場合又は到達したとみなされた場合であって、修正日が当該行使要請通知書に対応する行使義務期間開始日以降である場合

95%

(4) 第(1)号に規定する「基準価額調整事由」とは、次の から までに該当する場合とする。

本欄第3項第(3)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社普通株式を交付する旨の定めのある証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利の取得、転換又は行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。)であって、以下のいずれかに該当するとき

(イ) 払込期日又は払込期間の末日の前日が時価算定期間に含まれるとき(当該募集において株主に当社普通株式の割当てを受ける権利を与える場合を除く。)

(ロ) 当該募集において株主に当社普通株式の割当てを受ける権利を与える場合であって、当該権利を与える株主を定めるための基準日を定め、かつ当該基準日に係る株式会社東京証券取引所の定める権利落の期日(以下「権利落の期日」という。)が時価算定期間に含まれるとき

当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て(以下「株式分割等」という。)を行う場合であって、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日を定め、かつ当該基準日に係る権利落の期日が時価算定期間に含まれるとき

本欄第3項第(3)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めのある証券若しくは権利、又は本欄第3項第(3)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)

(イ) 払込期日又は払込期間の末日の前日が時価算定期間に含まれるとき(当該募集において株主に当該証券又は権利の割当てを受ける権利を与える場合を除く。)

(ロ) 当該募集において株主に当該証券又は権利の割当てを受ける権利を与える場合であって、当該権利を与える株主を定めるための基準日を定め、かつ当該基準日に係る権利落の期日が時価算定期間に含まれるとき

株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために基準価額の調整を必要とする場合

から前 までの他、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により基準価額の調整を必要とする場合

3 下限行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、第(2)号に掲げる各事由が発生し当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「下限行使価額調整式」という。)により下限行使価額を調整する。

$$\text{調整後下限行使価額} = \text{調整前下限行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 下限行使価額調整式により下限行使価額の調整を行う場合及びその調整後下限行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

次号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社普通株式を交付する旨の定めのある証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利の取得、転換又は行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後下限行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に当社普通株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、払込期日）の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割等を行う場合

調整後下限行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

次号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めのある証券若しくは権利、又は次号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後下限行使価額は、交付される証券若しくは権利のすべてが当初の条件で取得、転換又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして下限行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券若しくは権利の払込期日又は払込期間の末日（無償割当ての場合には、効力発生日）の翌日以降、また、当該募集において株主に当該証券若しくは権利の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(3) 下限行使価額調整式の計算については、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

下限行使価額調整式で使用する時価は、調整後下限行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

下限行使価額調整式で使用する調整前下限行使価額は、調整後下限行使価額を適用する日の前日において有効な下限行使価額とし、下限行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）、また、それ以外の場合は、調整後下限行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、下限行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

	<p>下限行使価額調整式により算出された調整後下限行使価額と調整前下限行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限行使価額の調整は行わないこととする。ただし、その次に下限行使価額の調整を必要とする事由が発生し下限行使価額を調整する場合は、下限行使価額調整式中の調整前下限行使価額に代えて、調整前下限行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。</p> <p>(4) 第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な下限行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために下限行使価額の調整を必要とする場合。</p> <p>前 他、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により下限行使価額の調整を必要とする場合。</p> <p>下限行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後下限行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。</p> <p>(5) 本欄第2項又は前各号の規定により行使価額の修正又は下限行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前行使価額又は調整前下限行使価額、修正後行使価額又は調整後下限行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日まで前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>100,000,000,000円</p> <p>新株予約権の行使期間(別記「新株予約権の行使期間」欄に定義する。)内に行使が行われない場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、当初1,867円とする。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項によって修正又は調整されることがある。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成25年3月15日から平成32年3月13日(以下「最終日」という。)の銀行営業時間終了時までの期間(以下「行使期間」という。)とする。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。上記にかかわらず、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合(別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定めるところにより、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める承継新株予約権を交付する場合に限る。)は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。</p>

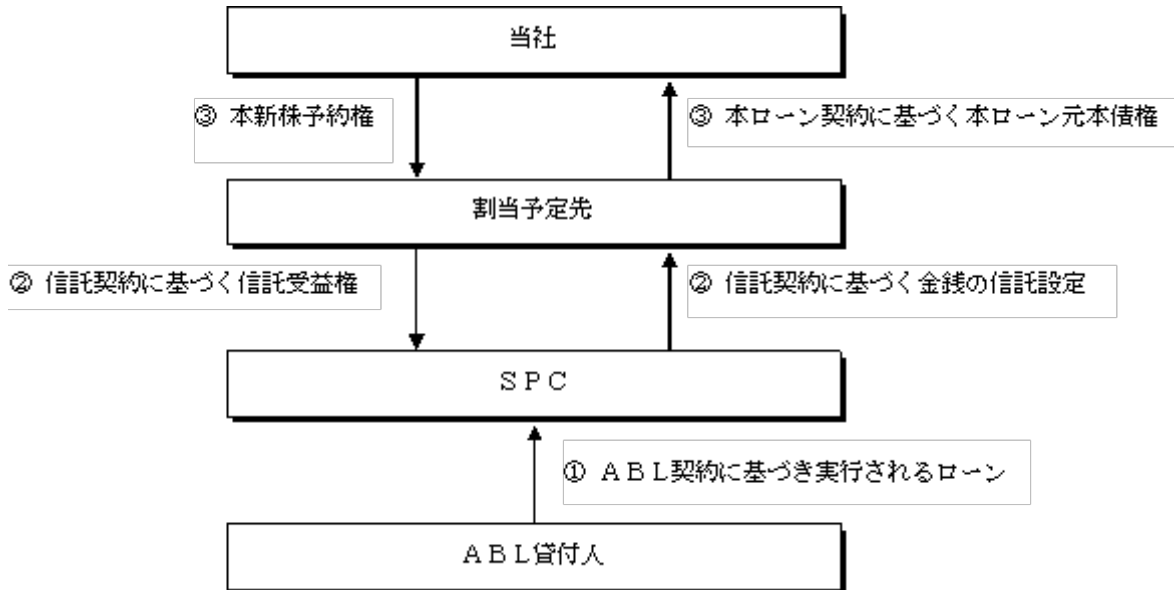
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 行使請求の受付場所 住友金属鉱山株式会社 経理部 2 行使請求の取次場所 該当事項なし 3 払込取扱場所 該当事項なし
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 2 本ローン元本債権の全部が返済その他の理由により消滅した場合、本ローン元本債権の全部が消滅した日以降、本新株予約権の行使はできないものとする。 3 本ローン契約に定める貸付実行日に同契約に基づく貸付が実行されなかった場合、本新株予約権の行使はできないものとする。 4 次の から までに掲げる場合の区分に応じ、当該 から までに定める期間においてのみ、各本新株予約権の行使をすることができるものとする。 当社普通株式が上場廃止となる合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）が行われることが公表された場合 当該公表がなされた時から当該合併等の効力発生日又は当該合併等がなされないことが公表された時までの期間 当社に対して公開買付け開始公告（金融商品取引法第27条の3第1項に規定する公告をいう。）がなされた場合 当該公告がなされた時から当該公告に係る公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの期間 取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場をいう。）において当社普通株式が整理銘柄に指定された場合 当該指定の時から当該指定が解除されるまでの期間 本新株予約権割当契約に従い、割当会社の要請に基づきなされる当社による当該割当会社の有する本新株予約権の行使を認容する旨の書面による通知が当該割当会社に到達した場合又は到達したとみなされた場合、又は当社の自らの判断でなされる当社による本新株予約権の行使を可能とする旨の書面による通知がすべての割当会社に到達した場合又は到達したとみなされた場合 当該通知が割当会社に到達した日又は到達したとみなされた日以降（ただし、当該通知で期間を定める場合は、当該期間の範囲内とする。） 行使要請通知書が本新株予約権割当契約に従いすべての割当会社に到達した場合又は到達したとみなされた場合 行使要請通知書が平成29年2月15日から平成29年3月14日までの間にすべての割当会社に到達した場合又は到達したとみなされた場合：平成29年3月15日以降 行使要請通知書が平成30年2月15日から平成30年3月14日までの間にすべての割当会社に到達した場合又は到達したとみなされた場合：平成30年3月15日（ただし、本新株予約権割当契約第10条第3項に従い行使要請通知書の送付期限が延長された場合には、平成30年3月15日の当該延長の期間後の応当日）以降 当社が本ローン契約第6条第3項に定める財務制限条項に違反した場合又は本ローン契約第10条に従い期限の利益を失った場合であって、割当会社のいずれかによる本新株予約権割当契約に従った本新株予約権の行使を可能とする旨の書面による通知が、当社に到達した場合又は到達したとみなされた場合 当該通知が当社に到達した日又は到達したとみなされた日以降 5 当社は、前号 に該当した場合は当該 に定める期間を、前号 又は に該当した場合はその旨を、直ちに本新株予約権者に通知する。 6 当社が本新株予約権の全部又は一部を取得した日以降、当該本新株予約権の保有者を問わず、当該本新株予約権の行使はできないものとする。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(1)号に定めるとおりとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（本ローン元本債権に係る債務が吸収分割により承継される場合に限る。）、新設分割（本ローン元本債権に係る債務が新設分割により承継される場合に限る。）、株式交換（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。）又は株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。）（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者に対して、当該本新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権で、本欄第(1)号から第(7)号に定める内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本新株予約権の発行要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、以下の条件に沿ってその効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付する旨を、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の承継新株予約権の数 組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に準じて決定する。</p> <p>(4) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 承継新株予約権の行使に際して出資される財産は本ローン元本債権とし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に準じて決定する。承継新株予約権の行使価額及び下限行使価額は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の行使価額及び下限行使価額に準じて決定し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項に準じた修正又は調整がなされるものとする。</p> <p>(5) 承継新株予約権を行使することができる期間 組織再編行為の効力発生日から別記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 承継新株予約権の行使の条件 別記「新株予約権の行使の条件」欄に準じる。</p> <p>(7) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項に準じる。</p>

(注) 1 本ローン契約の概要は以下のとおりといたします。

当社は、株式会社三井住友銀行(信託口)(以下「割当予定先」といいます。)に対して本新株予約権を発行し、かつ割当予定先との間で本ローン契約を締結します。割当予定先は、一般社団法人エス・エム・エムCL2コーポレーション(以下「SPC」といいます。)との間で締結する特定金外信託契約(以下「信託契約」といいます。)における受託者であり、貸付人としての株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社伊予銀行、株式会社常陽銀行、株式会社南都銀行及び株式会社百十四銀行(以下「ABL貸付人」と総称します。)とSPCとの間で個別に締結する金銭消費貸借契約(以下「ABL契約」といいます。)に基づき実行される貸付けの金員が委託者であるSPCから割当予定先に信託され、当社に貸し付けられる予定です。また、これに伴い、SPCが保有する信託契約に基づく信託受益権は、ABL貸付人に担保として差し入れられる予定です。このようなスキームは、ABL貸付人にとって、保有形態として貸付債権を保有することが好ましいこと等の理由から採用されたものです。

<本新株予約権付ローンのスキーム図>



SPCは、ABL貸付人との間でABL契約を締結し、ABL貸付人より総額100,000百万円を借り入れる。

SPCは、割当予定先との間で信託契約を締結し、ABL貸付人より借り入れた100,000百万円の金銭を信託設定し、信託受益権を取得する。

当社は、割当予定先との間で本ローン契約を締結し、100,000百万円の資金調達を実施するとともに、割当予定先に対して本新株予約権を発行する。

本新株予約権の行使制限条項(本注<行使制限条項について>をご参照ください。以下「行使制限条項」といいます。)が解除された場合(行使コミットメント条項(本注<行使コミットメントについて>をご参照ください。以下「行使コミットメント条項」といいます。)が発動された場合を含みます。)には、当該信託受益権がABL貸付人にABL契約に基づく借入債務の代物弁済として交付され、信託契約に基づき、受益者に対する信託財産の交付として、本新株予約権付ローンがABL貸付人に交付される。

<本新株予約権付ローンの特徴>

本新株予約権付ローンは、以下のように、転換社債型新株予約権付社債と同様に、本新株予約権と本ローン契約が不可分一体という特徴を有しております。また、行使制限条項により本新株予約権の行使の有無、行使できる本新株予約権の数及び本新株予約権の行使のタイミングをコントロールし、行使コミットメント条項により将来の経営環境の変化に応じた資本増強を実施することのできる設計となっております。加えて、本新株予約権付ローンは、当社が平成20年2月15日に実行した新株予約権付ローン（以下「第1回新株予約権付ローン」といいます。）と比較して、行使コミットメント条項に基づき本新株予約権の行使を要請できる期間を2回設定するなど、当社の選択による資本増強の柔軟性を高めています。

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、本ローン元本債権となります。従って本新株予約権の行使と同時に、当社の本ローン契約に基づく負債は同額の資本に振り替わることになるため、行使制限条項及び行使コミットメント条項と併せて一定の条件の下で、当社の選択による資本増強が可能となります。

本ローン元本債権は、当社の選択により、その全部又は一部をいつでも返済することが可能となっております。また、本ローン元本債権の全部又は一部が返済された場合には、返済された本ローン元本債権に対応する本新株予約権が行使できないこととなって法律上当然に消滅しますので、本ローン元本債権又は本新株予約権がそれぞれ単独で存在することがないようにしております。

本ローン契約に基づく貸付けが実行されない場合、本新株予約権の行使はできなくなり、本新株予約権は直ちに消滅します。

本新株予約権の譲渡には当社取締役会の決議による承認を要し、また本ローン元本債権は本新株予約権とともに譲渡しなければならない旨本ローン契約において合意されております。このように、本新株予約権は本ローン元本債権に随伴し、本新株予約権と本ローン元本債権とが異なる者に帰属することがないよう契約上の手当てがなされております。

<行使価額の修正と希薄化抑制効果について>

本新株予約権は、以下のように行使価額の修正が行われます。ただし、以下のとおり行使価額の下限値を第88期第3四半期末（平成24年12月31日時点）の1株当たり純資産額1,249円と発行決議日前日の終値を参考に設定することにより、発行決議日前日の終値の100%（1,436円）よりも低い株価での希薄化が生じない仕組みとなっております（なお、一定の場合において、行使価額の下限値が調整されることがあります。）。

本新株予約権の行使価額は、（ ）割当日の翌日以降、平成26年9月14日までの間については、行使の効力発生日の前日までの20連続取引日の売買高加重平均価格の平均（以下「VWAP平均」といいます。）の100%に修正されます。（ ）平成26年9月15日以降については、行使の効力発生日の前日までの20連続取引日のVWAP平均の98%に修正されます（ただし、（ ）に該当する場合は除きます。）。（ ）行使コミットメント条項が発動された場合、以下に記載される行使義務期間の開始日以降については、行使の効力発生日の前日までの3連続取引日のVWAP平均の95%に修正されます（行使コミットメント条項の発動については以下に記載されます。）。

<行使制限条項について>

有価証券届出書の効力発生日以降に当社と割当予定先の間で締結予定の新株予約権割当契約（以下「本新株予約権割当契約」といいます。）における本新株予約権の行使条件に係る条項の概要は以下のとおりです。行使制限条項及び行使コミットメント条項により、当社は本新株予約権者の権利行使を原則としてコントロールできるため、将来の経営環境の変化に応じた資本増強が可能となります。

各本新株予約権の行使は、次の 乃至 に掲げる場合の区分に応じ、当該 乃至 に定める期間においてのみ、行うことができます。

合併等が行われることが公表された場合

当該公表がなされた時から当該合併等の効力発生日又は当該合併等がなされないことが公表された時までの期間

当社に対して公開買付け開始公告（金融商品取引法第27条の3第1項に規定する公告をいいます。）がなされた場合

当該公告がなされた時から当該公告に係る公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの期間

取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場をいいます。）において当社普通株式が整理銘柄に指定された場合

当該指定の時から当該指定が解除されるまでの期間

割当会社（割当予定先及び本新株予約権割当契約の割当予定先の地位を承継した者をいいます。以下、同様です。）からの要請があった場合になされる当社による当該割当会社の本新株予約権の行使を認容する旨の書面による通知が、当該割当会社に到達した場合又は到達したとみなされた場合

当該通知が割当会社に到達した日又は到達したとみなされた日以降（ただし、当該通知で期間を定める場合は、当該期間の範囲内とします。）

当社の自らの判断でなされる当社による本新株予約権の行使を可能とする旨の書面による通知が、すべての割当会社に到達した場合又は到達したとみなされた場合

当該通知が割当会社に到達した日又は到達したとみなされた日以降（ただし、当該通知で期間を定める場合は、当該期間の範囲内とします。）

行使要請通知書（本新株予約権割当契約に定めるところに従い当社が作成した書面をいいます。）が、本新株予約権割当契約に従いすべての割当会社に到達した場合又は到達したとみなされた場合

平成29年2月15日から同年3月14日までの間に行使要請通知書による通知が行われた場合は平成29年3月15日以降、平成30年2月15日から同年3月14日までに行使要請通知書による通知が行われた場合は平成30年3月15日（ただし、本新株予約権割当契約に従い行使要請通知書の送付期限が延長された場合には、平成30年3月15日の当該延長の期間後の応当日）以降

当社が本ローン契約に定める財務制限条項に違反した場合又は本ローン契約に従い期限の利益を失った場合であって、割当会社のいずれかによる本新株予約権割当契約に従った本新株予約権の行使を可能とする旨の書面による通知が、当社に到達した場合又は到達したとみなされた場合

当該通知が当社に到達した日又は到達したとみなされた日以降

なお、上記 乃至 の各場合については、当社が行使できる本新株予約権の数等を指定できる旨が本新株予約権割当契約に定められています。

<行使コミットメント条項について>

本新株予約権割当契約における本新株予約権の行使義務に係る条項の概要は以下のとおりとなります。
当社は、次の条件を満たす場合に限り、行使要請通知書による通知を行うことにより、割当会社に対し、指定した数の本新株予約権を、下記に記載する行使義務期間に行使することを要請することができ、割当会社は原則として行使義務期間中の各特定行使義務期間（行使義務期間をその開始日から1ヶ月毎に区切った期間をいいます。）毎に当該指定した数を均等に按分した数の本新株予約権の行使を義務付けられます。なお、下記に記載するとおり、行使を要請することができる本新株予約権の数には上限が定められています。

当社が、行使要請通知書を発送する時点において、本新株予約権の他に株価に連動して6ヶ月に1回を超える頻度で転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債等（日本証券業協会平成19年5月29日「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に定める「MSCB等」（以下「MSCB等」といいます。））を発行していないこと

当社が、行使要請通知書を発送する時点において、未公表の重要事実等を関知していないこと
平成29年2月15日から同年3月14日までの間又は平成30年2月15日から同年3月14日までの間において、3連続取引日における当社の普通株式のVWAP平均が行使価額の下限を一度でも上回ること

（行使義務期間）

平成29年2月15日から同年3月14日までの行使要請期間（第1回行使要請期間）に第1回行使要請通知書による通知が行われる場合：

平成29年3月15日から平成31年3月14日までの間

平成30年2月15日から同年3月14日までの行使要請期間（第2回行使要請期間）に第2回行使要請通知書による通知が行われる場合：

平成30年3月15日から平成32年3月13日までの間

（行使要請新株予約権数の上限）

行使要請新株予約権数は、行使要請通知書が全ての割当会社に到達した又は到達したとみなされた時点において残存する本ローン元本債権の合計額を5,000,000円で除した数（ただし、第1回行使要請期間に行使要請通知書による通知が行われた場合には、当該第1回行使要請通知書が全ての割当会社に到達した又は到達したとみなされた時点において残存する本ローン元本債権の合計額から、第1回行使要請新株予約権数に5,000,000円を乗じた金額、第1回行使要請通知書が到達し又は到達したとみなされた時点以降の本ローン元本債権の期限前返済金額、並びに上記<行使制限条項について>に記載の乃至（ただし、を除く）の区分に基づき行使された新株予約権数に5,000,000円を乗じた金額の合計額を控除した金額を、5,000,000円で除した数とする。）を上限としております。

なお、第2回行使要請期間は本新株予約権割当契約に従い延長が可能となっており、行使コミットメント条項発動の機会が維持される設計となっております。延長の期間（以下「延長月数」といいます。）は1ヶ月（開始日からその1ヶ月後の応当日の前日までの期間をいいます。）を単位とし、延長を行った場合の第2回行使要請通知書において行使を要請する新株予約権数は、延長を行わなかった場合の第2回行使要請新株予約権数の上限（平成30年3月14日を第2回行使要請通知書がすべての割当会社に到達した時点又は到達したとみなされた時点とみなして、上記のとおり計算される。）に $(1 - \text{延長月数} / 24)$ を乗じた数を上限とし、延長を行った場合の第2回行使義務期間の開始日は延長月数だけ後の日としております。これにより、短期間に本新株予約権が大量に行使されることによる株式の希薄化や需給悪化に伴う株価下押し圧力を緩和するように配慮しております。

また、行使義務期間中の各特定行使義務期間において、以下に掲げる事由が発生した場合、当該特定行使義務期間における本新株予約権の行使義務は消滅します。ただし、行使義務が消滅した場合においても割当会社が自らの判断で権利行使することは可能です。

行使日前取引日までの当社の普通株式の3連続取引日のVWAP平均に95%を乗じた価格が行使価額の下限を下回った日が当該特定行使義務期間に1日でも存在する場合

株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の直近30連続取引日の売買高の合計が51,600,000株未満となった日が当該特定行使義務期間に1日でも存在する場合

当社の合併等が行われることが公表された時から、当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間に、当該特定行使義務期間に属する日が1日でも該当する場合
 当社の普通株式が監理銘柄又は整理銘柄に指定された時から、当該指定が解除されるまでの間に、当該特定行使義務期間に属する日が1日でも該当する場合
 当社の普通株式について、日本のいずれかの金融商品取引所において上場廃止された場合(ただし、上場廃止基準に抵触せず、かつ抵触するおそれのない状況において、当社の上場廃止申請により株式会社大阪証券取引所において上場廃止された場合又は金融商品取引所の統合による場合を除く。)
 法令等により割当会社による当社の普通株式の追加所有及び処分制限が生じている取引日が、当該特定行使義務期間に1日でも存在する場合(割当会社が重要事実等を知り、かつ、当該重要事実等が未公表である場合を含む。)
 自然災害・人為的災害・経済情勢の著しい変化等により、株式会社東京証券取引所において当社の普通株式の取引がなされない日又は売買が成立しない日が、当該特定行使義務期間において1日でも存在する場合

借入人	住友金属鉱山株式会社
貸付人	株式会社三井住友銀行(信託口)
金額	100,000百万円
契約日	平成25年3月8日
実行日	平成25年3月15日
満期日	平成32年3月15日 ただし、本ローン元本債権の全部又は一部について当社が指定した期日において返済することもできるものとします。
利払日	()平成25年9月15日を初回とし、()以後、平成30年3月(ただし、平成29年2月15日から同年3月14日までの間に、行使コミットメント条項に基づく行使要請がなされた場合に該当したときは、平成29年3月)までは、毎年3月、9月の各15日を、()その後は、毎月の各15日(ただし、最終回は本ローン元本債権が完済される日)をいいます。なお、上記()乃至()により定まる日が営業日でない場合はその直後の営業日とし、かかる直後の営業日が翌暦月となる場合には直前の営業日とします。
適用利率	実行日(当日を含みます。)から平成30年3月に到来する利払日(ただし、平成29年2月15日から同年3月14日までの間に、行使コミットメント条項に基づく行使要請がなされた場合に該当したときは、平成29年3月に到来する利払日とします。)(当日を含みません。)まで $6\text{ヶ月日本円T i b o r} + 0.305\%$ 平成30年3月に到来する利払日(ただし、平成29年2月15日から同年3月14日までの間に、行使コミットメント条項に基づく行使要請がなされた場合に該当したときは、平成29年3月に到来する利払日とします。)(当日を含みません。)以降 $1\text{ヶ月日本円T i b o r} + 0.305\%$ ただし、適用利率には株式会社三井住友銀行(信託口)及びSPC宛のスキーム維持関連費用を含んでいます。
新株予約権の行使	本新株予約権が行使され、本ローン元本債権が出資された場合、行使された本新株予約権に係る本ローン元本債権は弁済期が到来し、かつ借入人に給付されたものとみなします。
担保提供	無担保・無保証
資金使途	本ローン契約による借入金100,000百万円は、本ローン契約に基づく借り入れの実行日同日(平成25年3月15日)に、当社が平成20年2月8日に株式会社三井住友銀行(信託口)との間で締結した金銭消費貸借契約(以下「第1回新株予約権付ローン契約」といいます。))に基づく元本債務の返済に充当される予定です。

2 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)の発行及び本ローン契約により資金調達しようとする理由

当社は今回の資金調達に当たり以下のメリット及びデメリットを考慮し、また、他の資金調達方法との比較検討を行った結果、本新株予約権付ローンによる資金調達(以下「本資金調達」といいます。)に係るスキーム(以下「本スキーム」といいます。)が当社にとって最善の選択肢であると判断しました。

メリット

第1回新株予約権付ローンと基本的に同様の資金調達スキームとすることで、第1回新株予約権付ローンに係るスキームと同様に将来の経営環境の変化に応じて資本増強が可能となるスキームを継続し、財務体質の健全性とのバランスを重視した長期ビジョンの達成に向けた経営戦略を推進するという目的及び優位性を維持できること

事業規模の拡大に伴う金属価格や為替相場による収益の変動、カントリーリスクの増大等に備えるため、将来における経営環境の変化に応じた資本増強という当社のニーズを満たすスキームであること

第1回新株予約権付ローンと比較して行使コミットメント条項発動の柔軟性が高められていること

本ローン契約に本新株予約権を付すことにより、総合的に有利な条件で長期安定的な資金調達が可能となること

当社の財務政策、信用力、ビジネスモデル及び事業環境等の特性について熟知した相手方との取引となることで、上記の当社ニーズに合ったスキームの検討、及び条件交渉等がよりスムーズに行えること

本新株予約権の行使に際し出資される財産は本ローン元本債権であり、本新株予約権の行使により本ローン元本債権に係る負債が消滅し資本に振り替えられるため、必要に応じて適切に財務基盤の強化を図ることが可能となること

行使制限条項を解除し、本新株予約権の行使が可能になるためには原則として当社の意思に基づく通知が必要となるため、本新株予約権の行使が開始されるタイミングをコントロールすることが基本的に可能であり、これにより将来の経営環境の変化に応じた資本増強が可能となること

行使コミットメント条項に基づき、当社は一定の条件の下で必要な数の本新株予約権について割当会社に対して本新株予約権の行使を請求することができるため、本中期経営計画の最終年度以降において権益投資等の大規模な投資案件が発生した場合など、健全な財務体質を維持するために必要と判断した際にかかる請求をすることにより確実な資本増強を行うことが可能となること

下限行使価額を第88期第3四半期末の1株当たり純資産額1,249円と発行決議日前日の当社普通株式の終値を参考に設定し、発行決議日前日の終値の100%(1,436円)よりも低い株価での行使が生じない仕組みとすること、また平成26年9月14日までは行使価額を行使時の当社普通株式の市場価格の100%とすることにより、株式の希薄化が合理的に抑制されていること

将来株価が上昇した場合には行使価額が修正されることにより株式の希薄化が合理的に抑制されること

デメリット

本新株予約権が行使され、当社の普通株式が交付された場合、株式の希薄化及び株価の下押し圧力が生じる可能性があること

上記の場合、A B L貸付人の判断により当社の普通株式の売却が可能であるため、需給の観点から株価の下落要因となる可能性があること

本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正にともなって変動する仕組みとなっているため、本新株予約権を行使することができる期間の最終日である平成32年3月13日を経過するまで、交付される当社普通株式数が確定しないこと

他の資金調達方法との比較

当社普通株式の新規発行及び自己株式処分による資金調達は、長期資金の調達が一時に可能となるものの、同時に一株当たり利益の希薄化も引き起こされるため、本資金調達のような株式の希薄化の可能性が抑制された方法が望ましいと考えられること

普通社債の発行やコミットメントラインを含む銀行からの借入による資金調達では、一株当たり利益の希薄化は生じないものの、将来における経営環境の変化に応じた資本増強の観点から今回の資金調達の目的に照らして、不十分であると考えられること

転換社債型新株予約権付社債による資金調達では、新株予約権の行使を当社が原則としてコントロールできないのに対して、本新株予約権付ローンでは、行使制限条項や行使コミットメント条項などにより、新株予約権の行使を当社が原則としてコントロールすることが可能であり、当社ニーズに合ったスキーム、条件設定が可能であること

当社は、本新株予約権の発行は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第2条第80号に規定された買収防衛策には該当しないものと考えております。なお、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第2条第80号に規定された買収防衛策とは、「上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせず新株

または新株予約権の発行を行うこと等により当該上場会社に対する買収(会社に影響力を行使しうる程度の数の株式を取得する行為をいう。以下同じ。)の実現を困難にする方策のうち、経営者にとって好ましくない者による買収が開始される前に導入されるものをいう。」旨規定されております。

3 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は、割当予定先との間で、本届出の効力発生後、本新株予約権の行使に関する下記の内容を含む本新株予約権割当契約を平成25年3月13日付で締結いたします。

本新株予約権割当契約において、当社と割当会社は、各本新株予約権の行使は、次の から までに掲げる場合の区分に応じ、当該 から までに定める割当会社、期間及び当該割当会社の有する本新株予約権の数においてのみ、各本新株予約権を行使することができる旨を合意します。 合併等が行われることが公表された場合、すべての割当会社は、当該公表がなされた時から当該合併等の効力発生日又は当該合併等がなされないことが公表された時までの期間、その有するすべての本新株予約権を行使することができます。 当社に対して公開買付け開始公告(金融商品取引法第27条の3第1項に規定する公告をいう。)がなされた場合、すべての割当会社は、当該公告がなされた時から当該公告に係る公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの期間、その有する全ての本新株予約権を行使することができます。 取引所金融商品市場(金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場をいう。)において当社普通株式が整理銘柄に指定された場合、すべての割当会社は、当該指定の時から当該指定が解除されるまでの期間、その有するすべての本新株予約権を行使することができます。 いずれかの割当会社の要請があった場合で、かつ当社による当該割当会社の有する本新株予約権の全部又は一部(以下「対象本新株予約権」という。)の行使を認容する旨の書面による通知がなされ、当該通知が当該割当会社に到達した場合又は到達したとみなされた場合、当該割当会社は、当該通知が当該割当会社に到達した日又は到達したとみなされた日以降(ただし、当該通知で期間を定める場合は、当該期間の範囲内とする。)、対象本新株予約権(ただし、当該通知で行使を可能とする本新株予約権の数を定める場合は、当該数の範囲内とする。)を行使することができます。 割当会社の当社に対する要請によらず当社の自らの判断で、当社による本新株予約権割当契約に従った本新株予約権の行使を可能とする旨の書面による通知がなされ、当該通知がすべての割当会社に到達した場合又は到達したとみなされた場合、すべての割当会社は、当該通知が割当会社に到達した日又は到達したとみなされた日以降(ただし、当該通知で期間を定める場合は、当該期間の範囲内とする。)、その有するすべての本新株予約権(ただし、当該通知で行使を可能とする本新株予約権の数を定める場合は、当該数に、当該割当会社の有する残存する本ローン元本債権の債権額の残存する本ローン元本債権の合計額に対する割合を乗じた数(端数が生じたときはこれを切り捨てる。))の範囲内とする。)を行使することができます。 行使要請通知書が、本新株予約権割当契約に従い、()第1回行使要請期間にすべての割当会社に到達した場合又は到達したとみなされた場合、すべての割当会社は、平成29年3月15日以降、当該行使要請通知書に記載された第1回行使要請新株予約権数(割当会社が複数である場合は、当該割当会社に係る第1回個別行使要請新株予約権数)を上限として、その有する本新株予約権を行使することができ、()第2回行使要請期間にすべての割当会社に到達した場合又は到達したとみなされた場合、すべての割当会社は、平成30年3月15日以降、当該行使要請通知書に記載された第2回行使要請新株予約権数(割当会社が複数である場合は、当該割当会社に係る第2回個別行使要請新株予約権数)を上限として、その有する本新株予約権を行使することができます。 当社が本ローン契約に定める財務制限条項に違反した場合又は本ローン契約に従い期限の利益を失った場合であって、割当会社のいずれかによる本新株予約権割当契約に従った本新株予約権の行使を可能とする旨の書面による通知が、当社に到達した場合又は到達したとみなされた場合、すべての割当会社は、当該通知が当社に到達した日又は到達したとみなされた日以降、その有するすべての本新株予約権を行使することができます。また、当社と割当予定先は、本新株予約権割当契約において、当社が、行使要請通知書を発送する時点において、本新株予約権の他にMSCB等を発行していないこと、当社が、行使要請通知書を発送する時点において、未公表の重要事実等を関知していないこと、及び 各行使要請期間(ただし、第2回行使要請期間については延長される前の期間をいう。)において、3連続取引日における株式会社東京証券取引所が公表する当社の普通株式の売買高加重平均価格(午後立会(半休日においては、午前立会)終了時における終日の売買高加重平均価格をいう。)の平均値が行使価額の下限を一度でも上回ることを条件とし、当社は、行使要請通知書をすべての割当会社に通知することにより、すべての割当会社に対し、指定した数の本新株予約権を、概要欄外(注)1.記載の行使義務期間に行使することを要請することができ、原則として割当会社は当該数量の行使を義務付けられる旨を合意します。なお、行使要請新株予約権数は、行使要請通知書が全ての割当会社に到達した又は到達したとみなされた時点において残存する本ローン元本債権の合計額を5,000,000円で除した数(ただし、第1回行使要請期間に行使要請通知書による通知が行われた場合には、当該第1回行使要請通知書が全ての割当会社に到達した又は到達したとみなされた時点において残存する本ローン元本債権の合計額から、第1回行使要請新株予約権数に5,000,000円を乗じた金額、第1回行使要請通知書が到達し又は到達したとみなされた時点以降の本ローン元本債権の期限前返済金額、並びに上記乃至(ただし、を除く)の区分に基づき行使された新株予約権数に5,000,000円を乗じた金額の合計額を控除した金額を5,000,000円で除した数とする。)とします。

また、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び有価証券上場規程施行規則第436条第1項乃至第5項までの定め、株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第4条第1項及び企業行動規範に関する規則の取扱い2(1)乃至(6)までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の規定に基づき、当社は、本新株予約権割当契約において、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月(当月の初日から当月の最終日までの期間をいいます。)において当該行使により取得することとなる当社の普通株式の数が本新株予約権の割当日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行うことができない旨を割当予定先との間で合意しており、その他必要な措置を講じています。

4 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし

5 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

当社の役員又は大株主と割当予定先である株式会社三井住友銀行(信託口)との間で、本資金調達に関連して当社株券の貸借に関する契約等を締結する予定はありません。

なお、当社は、本新株予約権割当契約において、割当予定先との間で、割当会社が、本新株予約権の行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で行う当該株式と同一銘柄の株式の売付け等以外の空売りを目的として、信託契約における受託者として当該株式の借株を行わない旨を合意しております。

6 その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

7 本新株予約権の行使の方法

(1) 本新株予約権を行使しようとする場合、当社が定める様式による行使請求書に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数並びに当該行使の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、これを上記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。

(2) 本新株予約権の行使の効力は、行使に必要な書類の全部が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める行使請求受付場所に到達した日に発生する。

8 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

9 新株予約権証券の発行

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。

10 本新株予約権者に対する通知方法

本新株予約権者に対し通知する場合、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行い、かつ、電子公告を行った旨を速やかに本新株予約権者に対し通知する方法によるものとする。ただし、やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙にこれを掲載し、かつ、掲載した旨を速やかに本新株予約権者に対し通知する方法によるものとする。また、法令に別段の定めがあるものを除き、上記の方法に代えて本新株予約権者に対し直接に通知する方法（直接持参交付、書留郵便、クーリエサービス、ファクシミリ通信又はe m a i l送信の方法を含む。）によることができる。直接に通知する方法によるとき、ファクシミリ送信又はe m a i l送信による場合は、受信が確認された時点、また、その他の方法による場合は、本新株予約権者において実際に受領された時点で、本新株予約権者に対し通知されたものとみなす。

11 1単元の数の定めを廃止等に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、当社が1単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の発行要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

12 会社法その他の法令又は規則の改正に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、株券の発行又は新株予約権に関連する会社法その他の日本の法令又は規則の規定につき改正が行われた場合には、当社は、当該改正後の会社法その他の日本の法令又は規則の規定及び本新株予約権の発行要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と判断する方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

（3）【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

2 【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）

（注）1 本新株予約権の発行価額の総額は0円であり、また、本新株予約権の行使に際しては本ローン元本債権が現物出資されるため、新たに払い込まれる金銭はございません。

2 当社は、本新株予約権の発行に伴い、本ローン契約に基づき総額100,000百万円を調達する予定です。

3 本資金調達に係る諸費用の概算額として、フィナンシャル・アドバイザー・フィー1,341百万円、リーガル・アドバイザー・フィー5百万円、価値算定費用3百万円を見込んでおります。

（2）【手取金の使途】

本新株予約権の発行価額の総額は0円であり、また、本新株予約権の行使に際しては本ローン元本債権が現物出資されるため、新たに払い込まれる金銭はございません。もっとも、当社は、本新株予約権の発行に伴い、本ローン契約に基づき総額100,000百万円を調達する予定であり、当該調達した資金は、本ローン契約に基づく借り入れの実行日同日（平成25年3月15日）に、第1回新株予約権付ローン契約に基づく元本債務の返済に充当される予定です。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

概要	名称	株式会社三井住友銀行（信託口）
	本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書（第9期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）） 平成24年6月29日関東財務局長に提出 半期報告書（第10期中（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）） 平成24年11月29日関東財務局長に提出

（注）1 概要の欄は、平成25年1月31日現在のものです。

(2) 当社と割当予定先との関係

当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数（平成24年9月30日現在）	0株（注2）
		割当予定先が保有している当社の株式の数（平成24年9月30日現在）	7,650,491株（注3）
	人事関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人事関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社との関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人事関係はありません。	
	資金関係	平成25年1月31日時点において、当社は株式会社三井住友銀行より16,830,448,000円を借入しております。	
	技術関係	当社と当該会社との間には、記載すべき技術関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社との関係者及び関係会社との間には、特筆すべき技術関係はありません。	
	取引関係	預金・借入等	

（注）1 当社との関係の欄は、平成25年1月31日現在のものです。ただし、当社の株式会社三井住友銀行からの借入金の一部は、平成24年12月31日現在の換算レートで日本円に換算されています。

2 当社は株式会社三井住友銀行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式を、831,691株保有しています（平成24年9月30日現在）。

3 株式会社三井住友銀行（信託口）は、当社が平成20年2月15日に発行した住友金属鉱山株式会社第1回新株予約権20,000個を保有しておりますが、当社は、本ローン契約に基づく借入金を、同契約に基づく借り入れの実行日同日（平成25年3月15日）に、第1回新株予約権付ローン契約に基づく元本債務の返済に充当させる予定であるため、当該新株予約権は、かかる返済により行使できないこととなり、消滅する予定です。

(3) S P Cの概要及び当社とS P Cとの間の関係

一般社団法人エス・エム・エムC L 2コーポレーション

概要	名称	一般社団法人エス・エム・エムC L 2コーポレーション
	本店の所在地	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内
	代表者の役職及び氏名	代表理事 関口 陽平
	基金	3,500千円(平成25年2月25日時点)
	事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権、ローン債権その他債権の取得、保有及び処分 ・有価証券信託、債券信託、特定金外信託、金銭信託又はこれらを組み合わせた包括信託の受益権の取得、保有及び処分 ・その他上記業務に付帯又は関連する事業
	主たる出資者及びその出資比率	住友金属鉱山株式会社 100%
当社との関係	出資関係	当社は当該法人の基金を全額出資しております。
	人事関係	当社と当該法人との間には、記載すべき人事関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該法人の関係者との間には、特筆すべき人事関係はありません。
	資金関係	当社と当該法人との間には、記載すべき資金関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該法人の関係者との間には、特筆すべき資金関係はありません。
	技術関係	当社と当該法人との間には、記載すべき技術関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該法人の関係者との間には、特筆すべき技術関係はありません。
	取引関係	当該法人は本資金調達の実行のために設立されました。

(注) 概要及び当社との関係の欄は、平成25年1月31日現在のものであります。

(4) A B L 貸付人の概要及び当社と A B L 貸付人との関係

三井住友銀行

概要	名称	株式会社三井住友銀行
	本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書（第9期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）） 平成24年6月29日関東財務局長に提出 半期報告書（第10期中（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）） 平成24年11月29日関東財務局長に提出
当社との関係	出資関係	株式会社三井住友銀行が保有している当社の株式数： 7,650,491株（平成24年9月30日現在）（注2） 当社が保有している株式会社三井住友銀行の株式数：0株 （平成24年9月30日現在）（注3）
	人事関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人事関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人事関係はありません。
	資金関係	平成25年1月31日時点において、当社は株式会社三井住友銀行より16,830,448,000円を借入しております。
	技術関係	当社と当該会社との間には、記載すべき技術関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき技術関係はありません。
	取引関係	預金・借入等
本ローン契約における払込予定金額		605億円

- (注) 1 概要及び当社との関係の欄は、平成25年1月31日現在のものです。ただし、当社の株式会社三井住友銀行からの借入金の一部は、平成24年12月31日現在の換算レートで日本円に換算されています。
- 2 株式会社三井住友銀行（信託口）は、当社が平成20年2月15日に発行した住友金属鉱山株式会社第1回新株予約権20,000個を保有しておりますが、当社は、本ローン契約に基づく借入金を、同契約に基づく借入れの実行日同日（平成25年3月15日）に、第1回新株予約権付ローン契約に基づく元本債務の返済に充当させる予定であるため、当該新株予約権は、かかる返済により行使できないこととなり、消滅する予定です。
- 3 当社は株式会社三井住友銀行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式を、831,691株保有しています（平成24年9月30日現在）。

三井住友信託銀行

概要	名称	三井住友信託銀行株式会社
	本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書（第141期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）） 平成24年6月29日関東財務局長に提出 半期報告書（第1期中（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）） 平成24年11月29日関東財務局長に提出
当社との関係	出資関係	三井住友信託銀行株式会社が保有している当社普通株式の数：866,000株（平成24年9月30日現在）（注2）（注3）
	人事関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人事関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人事関係はありません。
	資金関係	平成25年1月31日時点において、当社は三井住友信託銀行株式会社より9,852,960,000円を借入しております。
	技術関係	当社と当該会社との間には、記載すべき技術関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき技術関係はありません。
	取引関係	預金・借入・株主名簿管理人に係る業務委託等
本ローン契約における払込予定金額		300億円

（注）1 概要及び当社との関係の欄は、平成25年1月31日現在のものです。ただし、当社の三井住友信託銀行株式会社からの借入金の一部は、平成24年12月31日現在の換算レートで日本円に換算されています。

- 2 三井住友信託銀行株式会社他2名の共同保有者から平成24年8月21日付で提出された大量保有報告書に係る変更報告書により、平成24年8月15日（報告義務発生日）現在で当社普通株式48,056,700株を保有している旨の連絡を受けておりますが、平成24年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができておりません。
- 3 当社は、三井住友信託銀行株式会社の親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の普通株式9,712,408株及び第1回第七種優先株式5,000,000株をそれぞれ保有しています（平成24年9月30日現在）。

伊予銀行

概要	名称	株式会社伊予銀行
	本店の所在地	愛媛県松山市南堀端町1番地
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書（第109期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）） 平成24年6月29日関東財務局長に提出
		四半期報告書（第110期第1四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）） 平成24年8月6日関東財務局長に提出
四半期報告書（第110期第2四半期（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）） 平成24年11月12日関東財務局長に提出		
当社との関係	出資関係	株式会社伊予銀行が保有している当社普通株式の数： 2,379,684株（平成24年9月30日現在） 当社が保有している株式会社伊予銀行の株式の数： 1,926,603株（平成24年9月30日現在）
	人事関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人事関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社との関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人事関係はありません。
	資金関係	平成25年1月31日時点において、当社は株式会社伊予銀行より3,118,080,000円を借入しております。
	技術関係	当社と当該会社との間には、記載すべき技術関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社との関係者及び関係会社との間には、特筆すべき技術関係はありません。
	取引関係	預金・借入等
本ローン契約における払込予定金額		50億円

（注） 概要及び当社との関係の欄は、平成25年1月31日現在のものであります。ただし、当社の株式会社伊予銀行からの借入金の一部は、平成24年12月31日現在の換算レートで日本円に換算されています。

常陽銀行

概要	名称	株式会社常陽銀行
	本店の所在地	茨城県水戸市南町二丁目5番5号
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書（第121期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）） 平成24年6月28日関東財務局長に提出
		四半期報告書（第122期第1四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）） 平成24年8月7日関東財務局長に提出
四半期報告書（第122期第2四半期（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）） 平成24年11月26日関東財務局長に提出		
当社との関係	出資関係	株式会社常陽銀行が保有している当社普通株式の数： 2,958,000株（平成24年9月30日現在） 当社が保有している株式会社常陽銀行の株式の数： 1,517,825株（平成24年9月30日現在）
	人事関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人事関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社との関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人事関係はありません。
	資金関係	平成25年1月31日時点において、当社は株式会社常陽銀行より2,365,280,000円を借入しております。
	技術関係	当社と当該会社との間には、記載すべき技術関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社との関係者及び関係会社との間には、特筆すべき技術関係はありません。
	取引関係	預金・借入等
本ローン契約における払込予定金額		25億円

（注） 概要及び当社との関係の欄は、平成25年1月31日現在のものであります。ただし、当社の株式会社常陽銀行からの借入金の一部は、平成24年12月31日現在の換算レートで日本円に換算されています。

南都銀行

概要	名称	株式会社南都銀行
	本店の所在地	奈良県奈良市橋本町16番地
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書（第124期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）） 平成24年6月29日関東財務局長に提出
		四半期報告書（第125期第1四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）） 平成24年8月10日関東財務局長に提出
四半期報告書（第125期第2四半期（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）） 平成24年11月22日関東財務局長に提出		
当社との関係	出資関係	株式会社南都銀行が保有している当社普通株式の数： 2,536,671株（平成24年9月30日現在） 当社が保有している株式会社南都銀行の株式の数：942,858株（平成24年9月30日現在）
	人事関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人事関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社との関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人事関係はありません。
	資金関係	平成25年1月31日時点において、当社は株式会社南都銀行より2,525,280,000円を借入しております。
	技術関係	当社と当該会社との間には、記載すべき技術関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社との関係者及び関係会社との間には、特筆すべき技術関係はありません。
	取引関係	預金・借入等
本ローン契約における払込予定金額		10億円

（注） 概要及び当社との関係の欄は、平成25年1月31日現在のものであります。ただし、当社の株式会社南都銀行からの借入金の一部は、平成24年12月31日現在の換算レートで日本円に換算されています。

百十四銀行

概要	名称	株式会社百十四銀行
	本店の所在地	香川県高松市亀井町5番地の1
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書（第143期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）） 平成24年6月29日関東財務局長に提出
		四半期報告書（第144期第1四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）） 平成24年8月3日関東財務局長に提出
四半期報告書（第144期第2四半期（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）） 平成24年11月12日関東財務局長に提出		
当社との関係	出資関係	株式会社百十四銀行が保有している当社普通株式の数： 2,000,268株（平成24年9月30日現在） 当社が保有している株式会社百十四銀行の株式の数： 1,859,128株（平成24年9月30日現在）
	人事関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人事関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人事関係はありません。
	資金関係	平成25年1月31日時点において、当社は株式会社百十四銀行より1,129,360,000円を借入しております。
	技術関係	当社と当該会社との間には、記載すべき技術関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき技術関係はありません。
	取引関係	預金・借入等
本ローン契約における払込予定金額		10億円

（注） 概要及び当社との関係の欄は、平成25年1月31日現在のものであります。ただし、当社の株式会社百十四銀行からの借入金の一部は、平成24年12月31日現在の換算レートで日本円に換算されています。

(5) 割当予定先の選定理由

本資金調達における資金提供者である株式会社三井住友銀行をはじめとするA B L貸付人は、いずれも当社と長年の取引がある金融機関であり、当社の財務政策、信用力、ビジネスモデル及び事業環境等の特性についても熟知しております。また、本資金調達をアレンジしたS M B C日興証券株式会社及びA B L貸付人との検討の結果、前記のとおり本資金調達においては本スキームを採用することとし、株式会社三井住友銀行（信託口）を本新株予約権の割当予定先としました。

なお、前記のとおり、信託契約に基づく信託受益権はS P Cが保有し、S P Cに対して貸付を行うA B L貸付人に担保として差入れられる予定です。

本資金調達は、日本証券業協会会員であるS M B C日興証券株式会社の助言に基づき行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に配慮して行われるものです。

(6) 割り当てようとする株式の数

本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、出資金額をその時有効な行使価額で除して得られる最大整数とします（ただし、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。）。本新株予約権者が本新株予約権複数個の行使を同時に行った場合には、当社が当社普通株式を交付する数は、当該本新株予約権者による行使に係る本新株予約権の数に出資金額を乗じて得られる金額を行使価額で除して得られる最大整数とします（ただし、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。）。

(7) 株式等の保有方針

本新株予約権者は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡することはできません(ただし、信託契約に基づき、信託財産の交付として本ローン契約上の元利金債権が受益者に交付される場合、当社取締役会は請求を受け次第直ちに本新株予約権の譲渡を承認します。)。また、割当予定先は、本新株予約権が行使された場合に交付を受けることとなる当社普通株式の長期保有を約しておりません。本新株予約権が行使された場合に本新株予約権者が交付を受けることとなる当社普通株式は、その保有者の判断により第三者に売却することができます。

株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び有価証券上場規程施行規則第436条第1項乃至第5項までの定め、株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第4条第1項及び企業行動規範に関する規則の取扱い2(1)乃至(6)までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の規定に基づき、当社は、本新株予約権割当契約において、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる当社の普通株式の数本新株予約権の割当日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行うことができない旨を割当予定先との間で合意しており、その他必要な措置を講じています。

(8) 払込みに要する資金等の状況

本新株予約権の発行価額の総額は0円であり、また、本新株予約権の行使に際しては本ローン元本債権が現物出資されるため、本新株予約権の発行及び行使に際して払込みを必要とする金銭はございません。

なお、本ローン契約に基づく割当予定先による当社への貸付けは、A B L 貸付人によるA B L 契約に基づく貸付けの金員を原資としますが、当社は、本ローン契約において、A B L 貸付人がA B L 契約に基づき当該契約における貸付義務を始めとする各種義務を負担することを確認しており、また、A B L 貸付人が開示している直近の有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書によりA B L 契約に基づく貸付けに十分な現預金を保有していることを確認しております。

(9) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先及びA B L 貸付人のうち、株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社は東京証券取引所における国債先物等取引参加者であり、それらの親会社が株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の記載内容により、反社会的勢力とは関係がないものと判断し、その他は東京証券取引所市場第一部に上場しており、株式会社東京証券取引所に提出した「コーポレートガバナンス報告書」の記載内容により反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。また、S P C については、当該法人に係る関連情報をインターネット等での検索を行うことにより、反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その確認書を、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所にそれぞれ提出しております。なお、株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社は、東京証券取引所における国債先物等取引参加者であるため、当該確認書を、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所に提出することを要しません。

2【株券等の譲渡制限】

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとします。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、払込金額の決定に際して、公正性を期すため、本新株予約権付ローンの価値についての客観的かつ定量的な算定を得ることが必要であると判断し、独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計に本新株予約権付ローンの価値算定を依頼し、同社より本新株予約権付ローンの評価報告書を取得いたしました。当該評価報告書においては、一般的な価格算定モデルである二項格子モデルに基づき、本新株予約権の発行の諸条件に加え、本新株予約権の理論価値等に影響を与えると考えられる実勢金利、当社普通株式の算定時点における市場価格及びそのボラティリティ、配当利回り等を前提として価値算定が実施されています。なお、本新株予約権の理論価値に大きな影響を与える実勢金利については、本新株予約権付ローンの満期日までの期間に応じた当社のクレジット・リスクが勘案されております。ボラティリティについては、同じく本新株予約権付ローンの満期日までの期間に応じたヒストリカル・ボラティリティが採用されています。また、本スキームにおける行使コミットメント条項及び行使制限条項について、当社の資金需要等に関する検討が行われた上で、行使コミットメント条項に基づく行使要請に関する当社の行動について一定の前提条件が置かれるとともに、行使制限条項を解除する行使の承諾が行使期間にわたって一様に分散的に発生するものと仮定して評価されています。これらの前提を基に算定された結果として、()本新株予約権の理論的な公正価値と、()本新株予約権の実質的対価(金利減免効果)は概ね見合っていることから、本新株予約権付ローンの理論価値の99,981百万円と本ローン元本債権の払込金額の100,000百万円は概ね見合っているものと評価されております。

当社は、当該評価報告書の本新株予約権付ローンの価値算定に係る前提条件及びその算定方法が適正なものであることを確認した上で、当該評価報告書を参考に、以下の点を総合的に勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないこととすることが、割当予定先に特に有利な条件ではないものと判断いたしました。

本新株予約権の行使に際して出資される財産が本ローン元本債権に限定されていること、本ローン契約が実行されない場合には本新株予約権を行使することはできず本新株予約権は直ちに消滅すること、本新株予約権と本ローン元本債権を別々に譲渡しない旨合意されていること、本ローン元本債権が返済等により消滅する際には本新株予約権も消滅すること等を考慮すると、本新株予約権と本ローン契約は不可分一体であり、本新株予約権とその行使に際して出資される財産である本ローン元本債権は密接に関連すること

本ローン契約に本新株予約権を付すことにより、通常の借入よりも総合的に有利な条件で長期の資金調達が可能となること

また、当社監査役全員も、当該評価報告書の本新株予約権付ローンの価値算定に係る前提条件及びその算定方法が適正なものであることを確認した上で、当該評価報告書を参考に、以上の点を総合的に勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないこととすることが割当予定先に特に有利な条件ではないものと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正にもなって変動する仕組みとなっているため、現時点において本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は確定しておりません。本新株予約権の行使価額は将来の当社の普通株式の株価に応じて決定される額となりますが、下限行使価額を下回る行使価額にて本新株予約権の行使がなされることがないように設計されております。仮に、下限行使価額で本新株予約権が全て行使された場合、平成24年12月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数581,628,031株及び総議決権数548,942個に対する行使による潜在株式数69,637,880株及び潜在議決権数69,634個の比率は、それぞれ12.0%、12.7%となります。

したがって、上記のとおり、本新株予約権の行使により当社普通株式が交付された場合には株式の希薄化が生じることとなりますが、下記のとおり、当社株主の皆様にとって本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準にあるものと判断しております。

本資金調達は当社の株主価値の向上に資するものであると考えられること

本新株予約権には行使制限条項が付されており、本新株予約権が行使され当社の普通株式が交付される機会が限定されていること

本新株予約権の下限行使価額は発行決議日前日の終値以上に設定されており、株式の希薄化の規模が限定されていること

行使コミットメント条項の発動により本新株予約権の行使が行われる場合も、行使義務の履行は2年間かけて段階的に行えるように設計されており、急速な希薄化が生じないように一定の配慮がなされていること

行使コミットメント条項には、行使義務期間中の各特定行使義務期間において当社普通株式の流動性が大幅に減少した場合に当該特定行使義務期間における本新株予約権の行使義務が消滅する等、株式の希薄化や需給悪化に伴う株価下押し圧力を緩和するように配慮した規定が付与されていること

本新株予約権割当契約において、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定め等に基づき、原則として、本新株予約権を行使しようとする日を含む暦月において、割当日における当社の発行済株式の10%を超えて当社株式を取得することとなる本新株予約権の行使を制限する旨を割当予定先との間で合意しているため、本新株予約権の行使がなされた場合であっても、市場に過度の影響を与えるものではなく、株主への影響も限定されていること

当社は株主還元の一環として自己株式の取得を進めていることから相応の自己株式を保有しており(平成24年12月31日現在において、発行済株式数の5.1%にあたる29,398,027株)、仮に本新株予約権が行使されることとなったとしても、当該自己株式を交付することをもって、新株の発行及び発行済株式数の増加を抑制するという対応も可能であること

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

5【第三者割当後の大株主の状況】

A B L貸付人による本新株予約権の行使により、大株主の状況が次のとおり変動する見込みであります。

なお、所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合につきましては、平成24年9月30日付の株主名簿を計算の基礎としております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 1番2号	7,650	1.38%	49,781	7.96%
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社(信 託口)	東京都中央区晴海一丁目8番 11号	48,333	8.69%	48,333	7.73%
日本マスタートラスト信 託銀行株式会社(信託 口)	東京都港区浜松町二丁目11番 3号	36,087	6.49%	36,087	5.77%
三井住友信託銀行株式 会社(注3)	東京都千代田区丸の内一丁目 4番1号	866	0.16%	21,757	3.48%
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海 銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋三丁目 11番1号)	13,057	2.35%	13,057	2.09%
NT RE GOVT OF SPORE INVT CORP P.LTD (常任代理人 香港上海 銀行東京支店)	168 ROBINSON ROAD #37-01 CAPITAL TOWER SINGAPORE068912 (東京都中央区日本橋三丁目 11番1号)	10,881	1.96%	10,881	1.74%
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社(信 託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番 11号	9,631	1.73%	9,631	1.54%
新日鐵住金株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 6番1号	8,715	1.57%	8,715	1.39%
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番 24号	7,474	1.34%	7,474	1.19%
住友商事株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番 11号	7,000	1.26%	7,000	1.12%
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	7,000	1.26%	7,000	1.12%
計	-	156,694	28.18%	219,716	35.12%

(注) 1 上記大株主の状況における総議決権数に対する所有議決権数の割合の計算の基礎となる総議決権数は、555,969個であります。

- 2 上表においては、A B L貸付人による本新株予約権の行使に際して、A B L貸付人が保有することとなり得る本ローン元本債権の全てが出資された場合において交付される当社普通株式数及び議決権の変動を記載しております。なお、割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合の算出にあたっては、本新株予約権が下限行使価額1,436円により行使された場合において交付される普通株式(69,637,880株)及び議決権数(69,634個)を基準として算出しております。
- 3 三井住友信託銀行株式会社他2名の共同保有者から平成24年8月21日付で提出された大量保有報告書に係る変更報告書により、平成24年8月15日(報告義務発生日)現在で当社普通株式48,056,700株を保有している旨の連絡を受けておりますが、平成24年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができておりません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第87期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
平成24年6月25日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

四半期会計期間 第88期第1四半期(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
平成24年8月13日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

四半期会計期間 第88期第2四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日)
平成24年11月14日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

四半期会計期間 第88期第3四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)
平成25年2月14日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成25年2月25日)までに、臨時報告書を平成24年6月27日に関東財務局長に提出

(金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するもの)

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成25年2月25日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

住友金属鉱山株式会社 本店
(東京都港区新橋5丁目11番3号)
住友金属鉱山株式会社 大阪支社
(大阪府中央区北浜4丁目5番33号(住友ビル内))
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第五部【特別情報】

該当事項なし